第十八条の二十一第八項第三号ハに次のように加える。

(3)　当該既存住宅が法第四十一条第六項第二号に規定する特定建築物に該当する家屋である場合　施行令第二十六条第二十三項に規定する市町村長又は特別区の区長の同項の規定による証明書

(4)　当該既存住宅が法第四十一条第六項第三号に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅に該当する家屋である場合　第十六項に規定する書類

(5)　当該既存住宅が法第四十一条第六項第四号に規定するエネルギー消費性能向上住宅に該当する家屋である場合　第十七項に規定する書類

第十八条の二十一第八項第三号ニ中「又は同条第十項」を「（同条第十七項の規定により当該買取再販住宅の取得とみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得を含む。）又は同条第六項」に、「である場合」を「若しくは同条第十八項に規定する特例買取再販認定住宅等の取得である場合」に、「第十八項」を「第十九項」に改め、同号ホ中「第一号リ及びヌ」を「第一号ル及びヲ」に改め、同項第四号ロ中「第二十七項」を「第二十八項」に、「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同号ニ中「第一号リ」を「第一号ル」に改め、同号第九項中「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同条第十項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし」を削り、「同条第十項」を「同条第六項」に、「又は同条第十五項若しくは第十八項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項」に、「十一年内とする」を「、十一年内」に、「第二十二項第六号」を「第二十三項第一号」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第十三項中「第二十六条第二十項（同条第三十二項」を「第二十六条第二十一項（同条第三十二項」に、「第二十六条第二十二項（同条第三十七項」を「同条第二十一項」に改め、同条第十五項中「第二十六条第二十二項（同条第三十二項」を「第二十六条第二十三項（同条第三十七項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同条第十六項中「第二十六条第二十三項（同条第三十二項」を「第二十六条第二十四項（同条第三十七項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に改め、同条第十七項中「第二十六条第二十四項（同条第三十二項」を「第二十六条第二十五項（同条第三十七項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改め、同条第二十九項中「第二十六条第三十八項」を「第二十六条第四十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十一項中「第二十六条第三十六項第三号」を「第二十六条第四十二項第三号」に、「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第二十六条第三十六項第一号」を「第二十六条第四十二項第一号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第二十六条第三十三項第一号」を「第二十六条第三十八項第一号」に改め、同項第二号中「第二十六条第三十三項第二号」を「第二十六条第三十八項第二号」に改め、同項第三号中「第二十六条第三十三項第三号」を「第二十六条第三十八項第三号」に改め、同項第四号中「第二十六条第三十三項第四号」を「第二十六条第三十八項第四号」に改め、同項第五号中「第二十六条第三十三項第五号」を「第二十六条第三十八項第五号」に改め、同項第六号中「第二十六条第三十三項第六号」を「第二十六条第三十八項第六号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二十六条第三十三項」を「第二十六条第三十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18　第一項の規定は、施行令第二十六条第三十三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた家屋又は確認を受けた家屋について準用する。

第十八条の二十二第二項第二号中「同条第十項」を「同条第六項」に改める。

第十八条の二十三第二項中「第十八条の二十一第二十六項」を「第十八条の二十三の二第十一項」に改め、「並びに第十八条の二十三の二第十一項」を削り、同条第三項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、」を削り、「同条第十項」を「同条第六項」に、「又は同条第十五項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項」に、「第十八項」を「第十四項」に、「十一年内とする」を「、十一年内」に改め、同条第六項中「同条第十項」を「同条第六項」に、「又は同条第十五項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項」に、「第十八項」を「第十四項」に改める。

第十八条の二十三の二を削る。

第十八条の二十五第十一項第一号中「する書類」の下に「並びに当該買換資産に係る家屋が建築後使用されたことのない家屋（令和十年一月一日以後に当該個人の居住の用に供したもの又は供する見込みであるものに限る。）である場合には、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該買換資産に係る家屋が施行令第二十六条の七第六項第三号に掲げる家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類」を加える。

第十九条の二第二十二項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「（町村にあつては、福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。）を設置する町村に限る。）」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「又は令和六年度の一般会計補正予算（第1号）」を「、令和六年度の一般会計補正予算（第1号）又は令和七年度の一般会計補正予算（第1号）」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14　法第四十一条の八第一項第五号に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子で次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ　民法第八百七十七条の規定により現に二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下この項において「二十歳以上である子等」という。）を扶養している者（同条の規定により現に母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第三項に規定する児童を扶養しているものを除く。）であること。

ロ　その者が扶養している二十歳以上である子等が二十歳に達した日の前日が属する月において母子家庭高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。ハにおいて同じ。）の支給を受けていた者であること。